入所料金表

		基之	本料金			
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
従来型個室	714 円/日	759 円/日	821 円/日	874 円/日	925 円/日	
多床室	788 円/日	836 円/日	898 円/日	949 円/日	1003 円/日	
加算料金						
サービス提供体制強イ 加算(I)	ナービス提供体制強化 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上又は勤続10年以上			22 円/日		
夜勤職員配置加算					24 円/目	
療養食加算	医師の食事せん	医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合(1日3回限度)			6 円/回	
短期集中リハビリテー ション実施加算		入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その 入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合				
認知症短期集中リハヒ テーション実施加算	・ と判断されたものに	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれる と判断されたものに対して、介講老人保健施設が医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療 法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合				
初期加算		入所日から30日まで				
安全対策体制加算		外部の研修を受講したものが配置され、施設内に安全対策部門を設置し、安全対策を 実施する体制が整備されている(入所時1回のみ)				
入所前後訪問指導 算(I)		入所予定日以前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、施設サービス計画を策定した場合(1回限9)				
入所前後訪問指導 算(Ⅱ)		入所予定日以前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、生活機能の具体的な 改善目標を定めて、施設サービス計画を策定した場合(1回限り)				
退所時指導等加算	試行的退所時指算	試行的退所時指導加 算 退所時(又は試行的退所時)に入所者及び家族等に対して、退 所後の療養上の指導を行った場合(1回限り)			400 円/回	
	退所時情報提供	入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を 時情報提供加算 得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者 の紹介を行った場合(1回限り)			500 円/回	
	入退所前連携加(I)	①入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が 退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、同意を 入退所前連携加算 得て、退所後の利用方針を定める②入所期間が1月を越える場				
	入退所前連携加(Ⅱ)	笞	入退所前連携加算(I)の②の要件を満たす場合			
所定疾患施設療養費(I) 肺炎、尿路感染 限度)	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹又は蜂巣織炎の治療で投薬、注射等を行った場合(7日を 限度)			239 円/日	
所定疾患施設療養費(Ⅱ) 所定疾患施設療	所定疾患施設療養費(I)に加え、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合			480 円/目	
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	518 円/目	(老人医科診療報酬点			
	特定治療	診療点数>				
外泊時費用	(例) 2泊3日の	外泊時の初日、終日以外(ひと月に6日を限度) (例) 2泊3日の外泊の場合は、1日施設にいないので362円かかります。			362 円/目	
在宅サービスを利用し ときの費用	た 外泊時に在宅サ	外泊時に在宅サービス(通所リハなど)を利用した場合(1月に6日を限度)				
ターミナルケア加算	(I) 死亡日以	(I) 死亡日以前45~31日以前			80 円/日	
	(I) 死亡日以	(I) 死亡日以前4~30日以前				
	(Ⅱ) 死亡日前	(Ⅱ) 死亡日前日及び前々日				
	(Ⅱ) 死亡日	(Ⅱ) 死亡日			1650 円/日	
認知症専門ケア加算(I)			②認知症に係る専門的な に関わる定期的な会議を第		3 円/目	

図知症専門ケア加算(Ⅱ)	窓知症専門ケノ加鼻の要件に加え、窓却症生護の指導に体の専門的な研修を修丁は 手いる者を1名以上配置していること、及び看護・介護職員ごとの研修計画、研修実施予	4 円/日
也域連携診療計画情報 是供加算	定を作成していりこと 病院等を退院後、施設入所時にその病院へ診療情報を文書で提供した場合	300 円/日
字的介護推進体制加 (I)	利用者ごとのADL値、栄養状態、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出 し、必要に応じてその情報を見直すなどの有効な活用を実施すること	40 円/月
上 上学的介護推進体制加 I(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(I)に加え、疾病の状況や服薬情報等も加えた場合	60 円/月
日立支援促進加算	①医師が入所者ごとの自立支援のための評価を入所時の行い、6月に1回医学的評価を見直し支援 計画等の策定に参加すること②多職種による自立支援に係る支援計画を策定し、計画に沿ったケア の実践をしている②①の評価に基づき3月に1回は支援計画の見直しを行っている④入所者ごとの情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他栄養管理及び有効な実施のための必要な情報を活用すること	300 円/月
せん できませる できません できません できまる できない できない はいま できない はいま はい	①管理栄養士が利用者50人に対して1名以上配置されていること②低栄養状態の利用者に対し、多職種で作成した栄養計画に従い、ミールラウンドを週3回以上行うこと③入所者ごとの情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他栄養管理及び有効な実施のための必要な情報を活用すること	11 円/日
圣 口移行加算	医師の指示に基づき、他職種が共同して、経管により食事を摂取している入所者の経口移行計画を 作成し、計画に従い医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進め るための栄養管理を行った場合、(当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り)	28 円/日
経口維持加算	経口により食事摂取している者であって著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検 (I) 査により誤嚥が認められる方に、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して 経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合	400 円/月
	経口により食事摂取している者であって摂食機能障害や誤嚥が認められる方に、医師の指 (II) 示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合に加算	100 円/月
1腔衛生管理加算(I)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合	90 円/月
□腔衛生管理加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(I)に加え、口腔機能改善管理指導計画書を厚生労働省に提出 し、当該情報その他口腔衛生の管理及び有効な実施のための必要な情報を活用すること	110 円/月
E宅復帰・在宅療養支 最機能加算(I)	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上であること、及び地域に貢献する活動を行って いること	34 円/日
ハビリテーションマネジ ント計画書情報加算	①医師、及びリハビリ職員が共同し、リハビリテーション実施計画を利用者又は家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理すること②リハビリテーション時実施計画の内容を厚生労働省に提出し、当該情報の管理及び有効な実施のための必要な情報を活用すること	33 円/月
5年性認知症入所者受 、加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズの応じたサービスを提供した場合	120 円/日
知症行動・心理症状急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に入所することが適当と判断した場合(7日を限度)	200 円/日
8知症情報提供加算 1	認知症のおそれのあると医師かが判断した入所者であって、施設内での診断が困難であると判断された者について、当該入所者又はその家族の同意を得た上で、当該入所者の診療状況を示す文章を添えて、別に厚生労働大臣が定める機関に当該入所者の紹介を行った場合(1回限り)	350 円/回
 引入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を作成した場合	200 円/回

※上記金額の月合計金額に1.4%(地域加算)並びに6.0%(介護職員処遇改善加算等)が加算されます。

※上記金額は1割負担の方の料金です。一定以上の所得の方は2割又は3割負担になりますので、上記金額の2倍又は3倍となります。

自己負担料金						
食 費	(1)生活保護受給者 (2)老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	300 円/日				
	世帯全員が市民税非課税で年金等の収入が年額80万円以下の方	390 円/日				
	世帯全員が市民税非課税で年金等の収入が年額80万円を超える方	650 円/日				
	上記に該当しない方(朝食350円、昼食650円、夕食600円)	1,600 円/日				
	(1)生活保護受給者	従来型個室	490 円/日			
	(2) 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	多床室	0 円/日			
	世帯全員が市民税非課税で年金等の収入が年額80万円以下の方	従来型個室	490 円/日			
	世帝主員が旧民党非議党で平金寺の収入が平領80万円以下の万	多床室	370 円/日			
居住費		従来型個室	1,100 円/日			
	世帯全員が市民税非課税で年金等の収入が年額80万円を超える方	多床室	370 円/日			
	[STIFER WILL AND A PROPERTY OF THE PROPERTY O	従来型個室	1,100 円/日			
	上記に該当しない方	多床室	400 円/日			
日常生活費	(石鹸、シャンプー、タオル、バスタオル、ティッシュペーパー、ハブラシ、プ等施設で用意するものをご利用いただく場合)	120 円/日				
洗濯代	シャツ・パンツなどの下着類	50 円/点				
	寝巻きなど	100 円/点				
	厚手・大型の物・防水シーツ	150 円/点				
立替料	他科受診窓口支払分、あおば歯科訪問診療費、買い物(利用者様希望時)代金立替分 (*他科受診窓口支払い分及びあおば歯科訪問診療費は医療保険適用です)					
理美容代	整髪 1.850円 整髪顔剃 2.370円 ヘアカラー3.600円 顔そり 520円 実費相当 シャンプー520円 パーマ 3.600円 ヘアマニキュア 3.600円					